

川崎市幸区公告第 3 7 号

国民健康保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 8 年 8 月 1 3 日

川崎市幸区長      山口 美穂

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）